

日中のスポーツ政策の比較研究 ～特に生涯スポーツに着目して～

劉 璐 馬場 宏輝

キーワード：スポーツ政策、生涯スポーツ、全民健身計画、スポーツ基本計画

The study of Japan-China Sports Policy and Comparative
In particular, for the purpose of lifelong sports

Liu Lu Hiroki Baba

Abstract

Because of the influence of “The whole nation system”, China has been involved in competitive sports and a given priority development stage for a long time. However, to compare with other advanced countries in career sports, there are still many aspects in a relatively backward state even though the level of competitive sports is in the stage of world’s leading. After the 2008 Beijing Olympic Games, the president of China Jintao Hu has published the speech of pushing forward our major sports country to a stronger sports country. Being able to achieve the structure of a powerful nation, the development of career sports becomes a key. Because of the influence of European sports system, Japan develops its sports career earlier. In 1961, Japan established and implemented the first Japanese sports law Sports Promotion Act. By the year of 2012, the Act discussed and comparative analyzed the establishment and transition of both Chinese and Japanese career sports policy. Through research, the author of the two countries has summarized three points by facing the same topic in the development of sports policy:

First of all, how to enhance the demand of increasingly diversified national sports?

Secondly, after the improvement of sports facilities, correct guidance, and organized activities, how to gain the coordinated development of career sports and the competitive sports?

Finally, as foundational theory in promoting the sports development, the sport policy is also a protection for people to have the right to do sports activities, and it plays an important role in both theory and reality.

Keywords: Sports Policy, Purpose of Lifelong Sports , Basic Design of Sports

1. 緒言

1949年の中華人民共和国建国の当初、スポーツの発展が遅れていた中国は、できるだけ早く世界の競技レベルに追いつき、国際影響力を向上させるため、旧ソ連の競技スポーツ体制を真似て、「挙国体制」というスポーツモデルを用い、生涯スポーツに対して競技スポーツの優先的なレベルの向上が40年という長い期間で継続した。そこには、中国のスポーツの政治的な利用目的がはっきりと見て取れる。

1990年代初めにいたるまで、中国人の余暇時間は増し、人々のスポーツ欲求や需要が増大した。1995年に中国は、生涯スポーツ振興のため「全民健身計画」と競技力向上のため「奧運争光計画(オリンピック争光計画)」の二つの政策を同時に公布し、スポーツは人々の生活に徐々に浸透した。

2008年の北京オリンピック後、胡錦濤主席は「スポーツ大国からスポーツ強国へ」の目標を提言した。このように「生涯スポーツと競技スポーツの協調発展」は中国にとって重要な課題となっている。中国の競技スポーツは世界でトップになった一方で、生涯スポーツは世界先進諸国と比べると、公共スポーツ施設、競技スポーツと生涯スポーツの連携等の面で、まだまだ遅れている。「スポーツ大国からスポーツ強国へ」の目標を実現するには、中国における生涯スポーツの普及・振興はとても重要である。

2. 研究目的

政策とは、公共体が主体となって行う体系的な諸策のこと。現代社会においては、政府や政党などの施政上の方針や方策を指すこともある。スポーツ政策とは、スポーツ権の保障に基づいて国民のスポーツ要求を実現するための国家の諸施策の決定と実行に基準を与えるスポーツ理念(目的、手段、内容、方法の総体)であり、スポーツ行政とは

「国家によるスポーツ政策を実現する過程」と定義することができる。

本研究においては、日中のスポーツ政策を「策定」と「変遷」の視点から分析する。また、生涯スポーツ社会の実現に着目し比較することで、日中スポーツ政策の特徴や違いを見出し、スポーツ政策の形成課題を明らかにすることを目的とする。

3. 研究方法

本研究においては、日中両国のスポーツ政策を取り巻く、歴史的な背景を踏まえる必要がある。そこで、現行のスポーツ政策及び関連する文献を調査・整理し考察する。

さらに、生涯スポーツに焦点を絞って、中国吉林省体育局の宋継新局長に、中国スポーツの現状と課題についてインタビューを実施し、政府の視点から「スポーツ強国へ」の過程において、「全民健身計画」の実施意義、及び中国の生涯スポーツ社会を実現する過程における課題を探る。

4. 中国におけるスポーツ政策

4.1 中国のスポーツ組織

(1) 国家体育総局

国家体育総局(General Administration of Sport)は1952年11月に中央人民政府体育運動委員会として設置された。1954年9月に「中央人民政府体育運動委員会」は、第一回全国人民代表大会で「中華人民共和国憲法」と「中華人民共和国国務院組織法」に基づき、「中華人民共和国体育運動委員会」と改称され、1998年3月に「国家体育総局」に改組された。

中国の体育・スポーツ政策の法規と発展計画の制定では、国家体育総局を中心に中央集権的な体制がとられている。その中で「群衆体育司」は主に生涯スポーツに関する施策を担当し、「競技体育司」は競技スポーツの役割を担っている。

(2) 中華全国体育総会

中華全国体育総会(All-China Sports Federation, ACSF)は1952年に、中華人民共和国の建国にあたり、前身の中華全国体育協進会を改組し設立された。中華全国体育総会は、全国的な非営利の群衆的民間スポーツ組織である。内部組織として、秘書処、群体部、競体部、經濟部、法律事務部などの部・処が設けられている。

(3) 中国オリンピック委員会

中国オリンピック委員会は(Chinese Olympic Committee, COC)はオリンピック・ムーブメントとスポーツの振興を目的とする非政府、非営利のスポーツ団体である。1978年、中華人民共和国国務院の批准を経て、中国オリンピック委員会は中華全国体育総会から分けられた。

4.2 生涯スポーツ政策における背景

1949年、中華人民共和国の成立当初「中国人民政治協商会議共同綱領」の第48条で「国民スポーツを提唱する」という言葉が使われた。その際には、スポーツ政策の主たる課題は「スポーツの日常化」であった。

1952年、毛沢東主席は中華全国体育総会の成立大会で「發展体育運動、增強人民體質」という言葉を使って、新中国の体育事業の思想基礎を固めた。

1954年1月に「中共中央关于加强人民体育运动工作的指示(国民体育運動事業を強化する指示)」が発表された、その段階で最も重要なのは生涯スポーツの政策であった。

1958年2月に、中華人民共和国体育運動委員会(現国家体育総局)は全国スポーツ事業会議で「体育運動十年發展綱要」を制定することを議論し、強力に大衆的なスポーツを發展させ、その基礎の上で競技スポーツのレベルを向上させるよう10年間の期間で、バレーボールなど10種類の競技で世界

のレベルに追い付くことを目標とした。

1958年9月に中華人民共和国体育運動委員会(現国家体育総局)は「体育運動十年發展綱要」を修正して「体育運動十年計画」を発表した。

1966年から1976年まで、中国は全土で「文化大革命」という大規模政治運動が繰り返され、スポーツの振興は一度停滞した。「文化大革命」を経て、1978年より中国は「改革・開放」政策が進められると、中国のスポーツは新局面を迎えた。

1979年に中国国家体育運動委員会(現国家体育総局)は北京で全国スポーツ事業会議を行い、新しい時代の中国のスポーツ事業の方向を示した。さらに、同年には、国際オリンピック委員会総会の表決を経て、中国は「中国オリンピック委員会(COC)」として、再び国際オリンピック委員会に帰復した。

1984年に、中国は353人の代表団をロサンゼルスオリンピックに派遣した。この大会で、中国は初めて金メダルを獲得し、且つメダルランキング第4位になった。優れた成績を収めたことによって、中央政府は「关于进一步發展体育运动的通知(スポーツをいっそう發展させる通知)」を公布した。その中で、生涯スポーツについても言及したが、競技至上主義がはっきりと見て取れる。

1986年に、中国国家体育委員会(現国家体育総局)により「スポーツ体制の改革に関する決定」が制定・公布されたことが中国における生涯スポーツのターニングポイントであった。

1990年代へ進み、中国のスポーツをいっそう發展させることになった。法令面では、1995年に制定された「中華人民共和国体育法」がある。財政面では、1994年にスポーツくじ管理センターが設置され、スポーツ財源の確保が図られた。さらに、より規範的にスポーツを發展させるため、スポーツに

関する諸制度・政策の整備が進められた。たとえば、生涯スポーツ面では、1993年12月、「社会体育指導員技術等級制度」を制定し、生涯スポーツ指導者を確保した。また、1995年には、「全民健身計画綱要」が公布され、中国の生涯スポーツにおいて全民健身ブームが起きた。

4.3 新段階の中国スポーツ政策について

2008年の北京オリンピック大会において、中国代表団がメダル獲得数第一位になったことによって、中国は「スポーツ大国」なのか「スポーツ強国」なのかということが世界的な話題になった。北京オリンピック・パラリンピックの祝賀会で、胡锦涛主席は「スポーツ大国からスポーツ強国へ」と明確な目標を提言した。その後、中央政府と各地方のスポーツ行政機関は「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」のバランスを重視するようになった。

(1) 全民健身条例

2009年に中国政府は、全民健身活動への参加を国民に呼びかけ、国民のスポーツをする権利を保障するため、「全民健身条例」を制定した。

(2) 中国スポーツ事業第12期5ヶ年計画

中国では、2011年に今後5年間のスポーツ振興のための指導思想、全体目標、基本原則について協議し、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツ産業など方面における「中国スポーツ事業第12期5ヶ年計画」（以下十二五計画と略）を制定した。

「十二五計画」は、過去の5年間のスポーツにおける成果をまとめ、さらに現在のスポーツの発展における問題を分析した上で「スポーツ強国」を建設する目標を明確にし、今後の5年間のスポーツの基本的な方向性を示したものである。

(3) 全民健身計画

国家体育总局は「全民健身計画綱要

(1995)」、「中国人民体育法(1995)」と「全民健身条例(2009)」に基づき「全民健身計画」について協議し、2011年に国务院から公布した。この計画は、2011年から5年間の中国の生涯スポーツを推進するための計画であり、「健全な公共的スポーツ・フィットネスサービスシステムの形成を目指すもの」とある。スポーツ実施率は、2015年までに、週3回、一回30分以上スポーツをする人の割合を人口の32%に向上しようというものである

4.4 インタビュー調査

(1) 「後五輪時代」の中国の生涯スポーツについて

2008年北京オリンピック後、中国におけるスポーツ体制改革路線は発展観念の大転換に直面する。すなわち、オリンピックを中心としたスポーツ発展観から人を基本としたスポーツ発展観への転換、競技スポーツ強国という目標指向からスポーツ大国という目標指向への転換、スポーツの利益を単一主体から社会化・多元化することへ向けた発展観の転換である。簡単にいえば、国のスポーツにおける注目点は競技スポーツから生涯スポーツに変わった。

2009年に中央政府は「全民健身条例」を公布し、毎年8月8日を「全民健身日」と定めた。2011年には、新たに「全民健身計画」を策定した。これらの措置により、中国政府は生涯スポーツに法令面など多方面から支援し、中国の生涯スポーツは新時代へ進んだ。

しかしながら、新時代へ邁進する過程で、最も難しいことの一つは「国民のスポーツ意識」である。以前から、「拳国体制」の影響を受けて競技スポーツは向上し、メダルを取るとはスポーツにおいて固定の目標値となり、国民はスポーツ本来の目的をおろそかにしてきた。

もう一つは「政府からの資金は人々の益々増大するスポーツ要求に十分ではない」ということ。現在、中国の生涯スポーツにおける財源は、主に政府とスポーツくじの二つがあり、目下社会賛助（民間企業）の支援が足りない、この問題はただちに解決する必要がある。

(2) 「全民健身」について

「全民健身」は、中国の生涯スポーツにおいて最も重要な施策である。1995年に「全民健身」の政策を実施してから、スポーツは人々の生活に浸透してきた。「全民健身」は「三辺工程」にまとめられる。すなわち、「住民の身辺なところ」にスポーツ施設を建てる」「住民の身辺なところ」にスポーツ組織を成立する」「住民の身辺なところ」でスポーツイベント・活動を繰り広げている」ことである。現在、健身ルートと全民健身活動センターは全国に行き渡っており、社会体育指導員は69万以上になり「いつでも、どこでも、誰でもスポーツをする」生涯スポーツ社会を実現しつつある。

今後、「全民健身」をいっそう発展させるには、中国政府は「三納入」という仕事をしなければならない。すなわち、「全民健身事業は政府仕事報告に入れなければならない」「全民健身は財政予算を入れなければならない」「全民健身は事業全国発展の計画に入れなければならない」ことである。

(3) 中国のスポーツにおける期待

過去の中国のスポーツは、国民の体位向上から、メダルを取る時代を経て、今の「スポーツ強国へ」を進める時代になり、生涯スポーツはさらに重視される。

その他、新たに「挙国体制」を変える必要がある。「国」とは、政府だけではなく官民の共同体である。今の中国は、スポーツにおいて「民」の部分がまだ欠如している。将来的に中国のスポーツは「政府は全体を見据えて計画する」「社会团体が協力して仕事を

する」「マーケティングの実施」「国民の参加」の四つの目標を実現するため努力しなければならない。

5. 日本におけるスポーツ政策

5.1 日本のスポーツ組織

(1) 文部科学省

文部科学省(Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, MEXT)は日本の中央のスポーツ行政組織である（文部科学省設置法第二条第二節文部科学省の任務および所掌事務）。同省「スポーツ・青少年局」は、スポーツ行政を担当する部局である。この部局の事務については、スポーツの振興に関する企画立案をはじめ、競技水準の向上、体力の保持・増進、スポーツ施設の整備など、スポーツ振興の基盤となる事項が列記されている。

「スポーツ・青少年局」には、スポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課、学校健康教育課、青少年課の5課が置かれている。

(2) 日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センター(Japan Sports Council, JSC)は（以下「センター」と略す）、日本スポーツ振興センター法に基づき、2003年に設立された文部科学省の外郭団体であり、その前身は、1986年に設立された日本体育学校健康センターである。センターは日本における「スポーツの振興」と「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的専門機関であり、業務内容は国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務、スポーツ科学・医学・情報研究、ナショナルトレーニングセンターの管理・運営、スポーツ振興のための助成、スポーツ振興投票等業務を担う。センターは、スポーツ振興基本計画並びに学校安全、学校給食及び災害共済給付などに関する国の施策の方針に基づき、文部科学省との密接な

連携・協力をする。

(3) 日本体育協会

日本体育協会(Japan Sports Association, JASA)は、日本のスポーツ競技連盟、協会および各都道府県の体育協会を統括する団体である。1911年、オリンピック大会参加を契機として創立された。設立当初から、オリンピック大会参加だけにとどまらず、「国民スポーツの振興」と「国際競技力の向上」を役割として事業を実施した。1989年に日本オリンピック委員会(JOC)が日本体育協会組織から分離・独立し、日本体育協会は生涯スポーツ社会の実現を目指す組織としての役割を担うこととなった。日本体育協会事務局にはスポーツ振興部、スポーツ指導者育成部、スポーツ推進部、スポーツ科学研究室、財務部、総務部の6部が置かれている。

(4) 日本オリンピック委員会

日本オリンピック委員会(Japanese Olympic Committee, JOC)は、日本におけるオリンピック・ムーブメントを推進する組織であり、オリンピックなどの国際総合競技大会へ選手派遣事業を行う。JOCの使命は、全ての人々にスポーツへの参加を促し、健全な肉体と精神を持つスポーツマンに育て、オリンピック・ムーブメントを力強く推進することである。

日本オリンピック委員会の前身は日本体育協会であった。1991年には、財団法人日本体育協会から完全独立を果たし、名実共に日本国内唯一のオリンピック委員会として選手の育成・強化を中心とした国際競技力の向上とオリンピック・ムーブメントの普及・啓発を事業の2本柱に、その社会的使命と役割を果たす立場にある。

日本オリンピック委員会には選手強化本部、総務委員会、日本ユニバーシアード委員会、アンチ・ドーピング委員会、ナショナルトレーニングセンター委員会、マーケティング

委員会、JOCゴールドブラン委員会が設置されている。

5.2 生涯スポーツにおける背景

戦後、1946年に第一回国民体育大会が開かれるなど、日本の復興にスポーツが果たす役割は大きかった。特に、1964年に開催された東京オリンピックをきっかけとして、日本のスポーツは急速に発展した。東京オリンピック開催を背景として、1961年に日本でスポーツにおける最初の法律「スポーツ振興法」が制定された。

オリンピックを目指して高度化するスポーツとスポーツの大衆化に対応した一般住民のためのスポーツは「社会体育」として、進展していった。

1972年の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について(保健体育審議会答申)」によって、「体育・スポーツ施設の整備」、「体育・スポーツへの参加の推進」、「体育・スポーツの指導者の養成・確保と指導体制の確立」、「学校体育の充実」、「研究体制の整備」、「資金の確保とその運用」、及び「関係省庁の協力体制の確立」の七つの問題点を挙げた。この7つの問題点を踏まえた、4つの施策が示されていた。

1970年代は、高度経済成長を背景とした、失われた「共同性」「人間性」の回復を目指した「コミュニティスポーツ」の展開が政策課題となった。

1980年代には、日本は「生涯スポーツ」時代を迎えている。いつでも、どこでも、誰でもスポーツが実現できる条件の整備が重要な課題となった。そこで、1989年の「21世紀に向けたスポーツ振興方策について(保健体育審議会答申)」では、「スポーツ施設の整備充実」、「生涯スポーツの充実」、「競技スポーツの振興」、「学校体育・スポーツの充実」、「スポーツの国際交流」、「プロスポーツの健全な発展の助長」、及び「スポーツ振興

のための資金の充実」の7つの問題点を挙げた。以上の7つの問題点に対して、7つの施策を示し、生涯スポーツ事業を全面的に展開していた。

1997年の「生涯わたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について(保健審議会答申)」では「生涯にわたる心身の健康に関する教育・学習の充実」、「スポーツと生涯にわたるスポーツライフの実現」、「学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育・学習の充実」、「家庭におけるスポーツ及び健康学習の推奨」、「地域におけるスポーツ及び健康学習の充実」、「スポーツ・健康推進会議(仮称)の設置」、「競技スポーツの振興」、「スポーツ医・科学及び健康科学の研究・活用の推進」、及び「スポーツへの多様なかわりの促進」の9つの問題点を挙げた。

2000年の「スポーツ振興基本計画のあり方について(保健体育審議会答申)」では、文部大臣がスポーツ振興法第4条に基づくスポーツ振興基本計画を策定するため、その基本的な内容について次の3つの視点から総合的に検討することが示された。第一に、生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策。第二に、我が国の国際競技力の総合的な向上方策。第三に、上記の視点に関連し、生涯スポーツ・競技スポーツと学校体育との連携を推進するための方策である。この答申を受けて、2000年9月に「スポーツ振興基本計画」を発表した。

2006年には「スポーツ振興基本計画」の見直しを行った。改定後の「スポーツ振興基本計画」は、スポーツ振興施策の展開方策について、「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策」、「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」、及び「国際競技力の総合的

な向上方策」の三つを重点的に示した。

5.3 スポーツ振興法からスポーツ基本法へ

(1) スポーツ振興法

スポーツ振興法とは、1961年に1964年の東京オリンピック開催を控え、その根拠法令として制定された日本におけるスポーツ振興の基本的な法令である。スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形式に寄与することを目的としている。同法第四条には「文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本計画を定めるものとする」とある

(2) スポーツ立国戦略

文部科学省では、「スポーツ振興法」を見直し、新たにこれに代わる「スポーツ基本法」の検討を視野に入れ、今後の日本のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を2010年に発表した。

「スポーツ立国戦略」(以下は「戦略と」略)は日本の「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、「スポーツを(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」と「連携・協働の推進」を「基本的な考え方」として、それらに導かれる今後概ね10年間で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策や体制整備のあり方などをパッケージとして示した広範囲をカバーするものとなっている。

(3) スポーツ基本法

2011年に、日本は「スポーツ振興法」を50年ぶり全面的に改正した新しい法律「スポーツ基本法」を公布した。

この法律は、スポーツに関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツ

に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もっと国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている。

スポーツ基本法の前文は「スポーツは世界共通の人類の文化である」から始まる。前文では、スポーツの価値や意義、スポーツが果たす役割の重要性が示されている。

さらに、「スポーツ基本法」では競技スポーツに関して第25条(優秀なスポーツ選手の育成など)、第27条(国際競技大会の招致又は開催の支援など)、第28条(企業、大学によるスポーツの支援)、第29条(ドーピング防止活動の推進)の条文を新設した。1964年の東京オリンピック以後、日本の競技スポーツは低迷に陥った。2000年に公布された「スポーツ振興基本計画」により、「我が国の国際競技力の総合的な向上策」は計画の主要な課題として掲げられ、さらに「スポーツ基本法」では、競技水準の向上を条文化した。

5.4 スポーツ振興基本計画からスポーツ基本計画へ

2012年3月に、文部科学省では、スポーツ基本法の規定に基づき、「スポーツ立国戦略」を踏まえて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する「スポーツ基本計画」を公布した。

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の日本のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を目指し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられるものである。

6. 考察

本論では、日中両国のスポーツ政策、及び関連する組織、法律、実施施策や事業などについて述べた。日本はアジアにおいて教育やスポーツの先進国として、50年前にスポーツ振興のために「スポーツ振興法(1961)」を制定した。それ以後、「スポーツ振興基本計画(2000)」、「スポーツ立国戦略(2010)」の策定、及び2011年に「スポーツ振興法」が全面的に改正され、スポーツ基本法の公布、さらに「スポーツ基本法」に基づき、「スポーツ基本計画」の策定など政策の変遷があった。日本のスポーツはメダルを獲得する時代から、国民スポーツの普及を経て、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる生涯スポーツ社会の創出を目指していく時代へ進んでいる。

一方、中国のスポーツの発展は、日本に遅れをとったが、中国の国情に合わせたスポーツシステムを探求し実施してきた。1949年の建国の初期から、「挙国体制」によってスポーツを強化してきた中国は、30余年の時間をかけ、世界の競技スポーツのトップになった。1995年には、競技力向上のための「オリンピック争光計画綱要」と生涯スポーツの振興・推進のための「全民健身計画綱要」を公布することによって、生涯スポーツは人々の生活の中に浸透した。現在、世界で活躍する競技スポーツであっても、生涯スポーツも徐々に発展し「スポーツ大国からスポーツ強国へ」を目標として進んでいる。

日中のスポーツ政策の背景・変遷について内容を整理する過程を経て、以下のことが明らかとなった。

①法と政策は緊密な関係があり、法の保障なしに政策を策定・実施するのは難しい。

日本の「スポーツ振興基本計画(2000)」は、「スポーツ振興法(1961)」に基づき策定され、

現在の「スポーツ基本計画(2012)」も、「スポーツ基本法(2011)」の第二章に、「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的且つ計画的な推進を図るため、スポーツに関する基本的な計画を定めなければならない」と掲げられている。

一方、中国は1995年6月に「全民健身計画綱要」を先に公布し、その後同年8月に「中華人民共和国体育法」が出された。同法第二章第11条は「全民健身計画を実施しなければならない」と掲げ、さらに2009年に制定された「全民健身条例」は、より具体的に全民健身活動を保障している。

②オリンピックを開催することは生涯スポーツの発展にとって重要な歴史的意義がある。

1961年に、東京オリンピック開催を契機として「スポーツ振興法」が根拠法令として制定された。「スポーツ振興法」を制定することは、日本におけるスポーツが競技力向上だけでなく、国民スポーツの普及も必要であることを示している。しかし、3年後に控えた東京オリンピックで優秀な成績を獲得するため、生涯スポーツを含めた具体的な施策は出されなかった。東京オリンピック後、日本は「社会体育」の時代へ進んだ。その後、コミュニティスポーツ時代、みんなのスポーツ時代を経て、日本の生涯スポーツの発展はアジアの中で先進国となっている。

中国は、2008年北京オリンピック後「スポーツ大国からスポーツ強国へ」を目指し、競技力向上を続けるのと同時に、生涯スポーツの推進が直面的な課題となった。その後、現在まで「全民健身条例(2009)」、「中国スポーツ事業第12期5ヶ年計画」、「全民健身計画(2011)」など一連の政策を策定することで、中国の生涯スポーツは新時代へ進んでいる。

③スポーツを振興・推進する為に、国及び

地方の責務を明確にすることが必要である。

法治国家において政策を策定し推進するには法的な根拠が必要である。さらに、国レベルにおけるスポーツ政策を基礎とし、具体的な事業を実現するためには、地域スポーツをめぐる現状の把握・分析をした上で、「地方スポーツ計画」を策定する必要がある。

日本では1961年に「スポーツ振興法」が制定され、同法第四条には「文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本計画を定めるものとする」とある。さらに2011年に「スポーツ基本法」が制定された。同法では、スポーツ行政を担う国や地方公共団体の責務(第3、4条)を示し、スポーツ計画(第9条)と地方スポーツ推進計画(第10条)について定めている。

中国は1995年に公布された「中国体育法」第二章第11条では「全民健身計画を実施しなければならない」と定めている。「全民健身計画綱要(1995)」第五章第26条及び新たに「全民健身計画(2011)」第五章第2章に「県級以上は、本地方の実情に基づき全民健身実施計画を策定しなければならない」と示している。

④日中のスポーツ政策に関する内容を整理した結果、生涯スポーツにおいて共通の政策課題が見られた。

- (1)スポーツ施設の建設・整備
- (2)スポーツ指導者の養成
- (3)スポーツ実施率の向上

これらの基本的な共通課題は、長期的に日中のスポーツ政策の中に出現しており、将来のスポーツ政策においても見逃せない課題となることが推測される。

7. 結論

現代社会において、生涯スポーツは健康増進だけではなく、国際的地位の向上、社

会・経済の創造において多方面にわたる役割を担っている。生涯スポーツ社会を実現させるためには、成り行きにまかせるのではなく、国が政策を策定することが必要である。

本研究では、日中の現行のスポーツ政策、特に生涯スポーツに着目し整理するによって、日中のスポーツ政策の歴史的背景を踏まえて、スポーツ政策の形成などの問題を明からにした。これまでの生涯スポーツ社会の実現としてスポーツ政策を策定する議論点には、「国民のスポーツ要求の多様化の対策の強化」、及び「施設、指導者、組織などを整えることが更に望まれること」、「競技スポーツと生涯スポーツの連携」の三つがあると考えられる。

8. 今後の課題

今後の課題としては、国の実情を踏まえ、さらに、地域住民の意見と需要を調査・整理した上で、今後の中国のスポーツ政策に関する提言をすることである。

参考文献

1. 中华人民共和国体育法（1995）
2. 全民健身计划纲要（1995）
3. 全民健身条例（2009）
4. 全民健身计划（2011）
5. 全民健身计划纲要实施十五年(2011)
6. 体育事业发展一二・五规划（2011）
7. スポーツ振興法（1961）
8. スポーツ振興基本計画（2000）
9. スポーツ立国戦略（2010）
10. スポーツ基本法（2011）
11. スポーツ基本計画（2012）
12. 保健体育審議会答申（1972）「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」
13. 保健体育審議会答申（1989）「21世紀に向けたスポーツ振興方策について」
14. 保健体育審議会答申（1997）「生涯わたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」
15. 保健体育審議会答申（2000）「スポーツ振興基本計画のあり方について」
16. 陸 小聰（1999）現代中国におけるスポーツ政策の変容に関する研究～大衆スポーツの普及と競技力の向上の関係について～
17. 陸 小聰(2001)中国におけるスポーツ政策及び体制の変容に関する研究～「スポーツ体制の改革に関する決定」(1986)をめぐって～
18. 澤田 大祐(2011)スポーツ政策の現状と課題-「スポーツ基本法」の成立をめぐって-
19. 森川 貞夫（2004）地域スポーツ振興をめぐる制度改革への提言
20. 御園 慎一郎（2012）わが国の近年のスポーツ政策と地域活性化
21. 田中 宏和（2007）我が国におけるスポーツ行政及びスポーツ政策に関する研究の現状.
22. 関 春南（1970）戦後日本のスポーツ政策～オリンピック体制の確立～
23. 関 春南（1997）戦後日本のスポーツ政策～その構造と展開～
24. 文部科学省(2010)「スポーツ振興のあり方について」
25. 加賀 秀雄（1999）わが国における近代国家の展開と国家のスポーツ政策
26. 加藤 大仁（1988）スポーツ政策形成過程研究にむけての一考察
27. 菊幸一他（2011）スポーツ政策論